

久喜宮代衛生組合議会
令和元年7月第3回臨時会議案

議 案 目 録

議案第 7 号	久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例 の一部を改正する条例	1
議案第 8 号	令和元年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算 (第1号) について	2
議案第 9 号	久喜宮代衛生組合行政不服審査法関係手数料条例の一部 を改正する条例	3
報告第 1 号	事故繰越し繰越額の報告について	4

議案第7号

久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成9年衛生組合同条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第3号を同表備考第4号とし、同表備考第2号を同表備考第3号とし、同表備考第1号を同表備考第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- 1 手数料は、この表に定める手数料の額に消費税相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税額を加えて得た額をいう。）を加えて得た額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前に手数料を納付した者に交付した粗大ごみ処理券は、この条例の施行日から起算して3月を経過する日までの間、使用することができる。また、この粗大ごみ処理券の使用に当たり、この条例に規定する手数料を納付しているものとみなす。

令和元年7月11日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

提案理由

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い、一般廃棄物処理手数料を改めたので、この案を提出するものであります。

議案第 8 号

令和元年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算（第 1 号）について

令和元年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和元年 7 月 1 1 日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

議案第9号

久喜宮代衛生組合行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例

久喜宮代衛生組合行政不服審査法関係手数料条例（平成28年衛生組合条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年7月11日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

提案理由

不正競争防止法等の一部を改正する法律による工業標準化法の改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

報告第1号

事故繰越し繰越額の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、平成30年度久喜宮代衛生組合一般会計予算事故繰越しの繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和元年7月11日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅田修一

平成30年度久喜宮代衛生組合事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	国県支出金	未収入特定財源 地方債	その他	一般財源
			円	円	円	円	円	円	円
2	総務費	資産管理事業(久喜宮代)	5,940,000	5,940,000	0	0	0	0	5,940,000